

報告第3号

池田市新型インフルエンザ等 対策行動計画(改定版)

令和8年2月

池 田 市

目次

| | |
|----------------------------------|--------|
| 第1部 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成 | - 1 - |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 | - 1 - |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 | - 1 - |
| 第2節 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定 | - 3 - |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針 | - 4 - |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | - 4 - |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 | - 5 - |
| 第3節 ささまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ | - 8 - |
| 第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 | - 11 - |
| 第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目 | - 15 - |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の対策項目 | - 15 - |
| 第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 | - 16 - |
| 第1節 国の役割 | - 16 - |
| 第2節 地方公共団体の役割 | - 17 - |
| 第3節 市民の役割 | - 19 - |
| 第4節 その他機関の役割 | - 20 - |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み | - 22 - |
| 第1章 実施体制 | - 22 - |
| 第1節 準備期 | - 22 - |
| 第2節 初動期 | - 24 - |
| 第3節 対応期 | - 25 - |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | - 27 - |
| 第1節 準備期 | - 27 - |
| 第2節 初動期 | - 30 - |
| 第3節 対応期 | - 32 - |
| 第3章 まん延防止 | - 34 - |
| 第1節 準備期 | - 34 - |
| 第2節 初動期 | - 35 - |
| 第3節 対応期 | - 36 - |
| 第4章 ワクチン | - 37 - |
| 第1節 準備期 | - 37 - |
| 第2節 初動期 | - 43 - |
| 第3節 対応期 | - 48 - |
| 第5章 保健 | - 54 - |
| 第1節 準備期 | - 54 - |
| 第2節 初動期 | - 55 - |
| 第3節 対応期 | - 56 - |
| 第6章 物資 | - 57 - |
| 第1節 準備期 | - 57 - |
| 第2節 初動期 | - 58 - |
| 第3節 対応期 | - 59 - |
| 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保 | - 60 - |
| 第1節 準備期 | - 60 - |
| 第2節 初動期 | - 62 - |
| 第3節 対応期 | - 63 - |
| 略称又は用語集 | - 67 - |

はじめに

本市では平成19年(2007年)5月に厚生労働省が国や自治体、市民が取るべき対応策の基本方針を定めた13のガイドラインと「池田市地域防災計画」「池田市国民保護計画」の活用を図りながら「池田市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しました。

世界的に流行した新型インフルエンザへの対応を踏まえ、平成25年(2013年)4月、国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施行しました。また、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、同年に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定し、大阪府においても同年9月に大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されました。本市においても同特措法並びに国・府行動計画の策定を受け、平成26年(2014年)2月に「池田市新型インフルエンザ対策行動計画」を見直し、「池田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

このような状況の令和2年、新型コロナウイルスが世界的な大流行を引き起こしました。国内においては同年1月に1例目の患者が確認されて以降、令和5年に感染症法の5類に位置づけられるまでの3年超にわたり、同特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。策定した計画では病原体の変異や複数の感染の波、そして対策の長期化などを十分な想定ができていませんでした。

この新型コロナの教訓を踏まえ、令和6年7月に国が政府行動計画を約10年ぶりに抜本的な改定したこと、さらに大阪府が令和7年3月に府行動計画を改定したことを踏まえ、本行動計画を改定することとしました。

本行動計画では次なる感染症危機に備え、平時からより万全な体制を整えることや感染症の特性やまん延状況などに合わせた対策を実施できるようにするとともに、新型コロナで得られた経験を踏まえた対策を定め、市内感染を可能な限り抑制し、市民の皆様に正確で的確な情報を届け、市民の皆様の生命及び健康の保護に加え、生活や地域経済への影響を最小限にすることを目的としています。また本行動計画の実施には本市に加え、国や府といった行政機関だけではなく、医療機関などの関係機関、事業者、そして市民の皆様一人ひとりが一丸となり、取り組んでいくことが重要となりますので、本市、とりわけ保健衛生行政にご理解、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

結びになりますが本行動計画の改定にあたり、ご審議いただきました「池田市保健医療対策協議会」の委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和8年 2月 池田市長 瀧澤 智子

第1部 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

1-1. 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着眼するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取り組みが求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる、または効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取り組みにより、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

1-2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが

懸念されている。

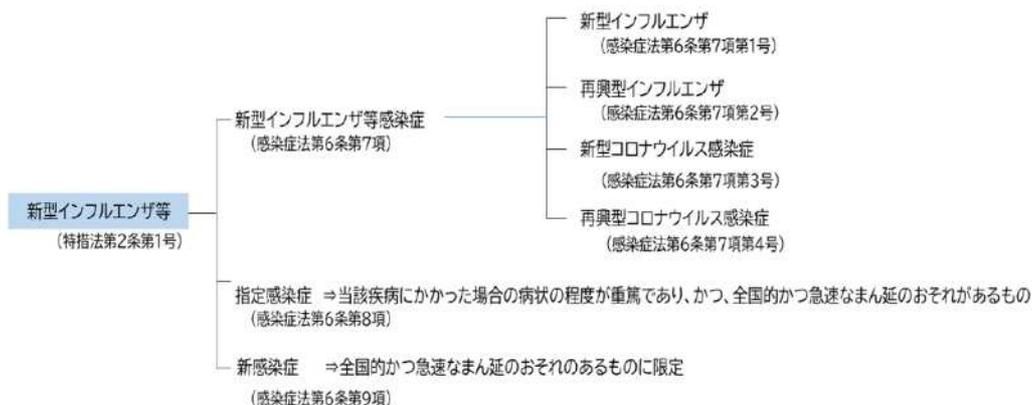
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに未知の感染症である新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である

【図表1 新型インフルエンザ等】



第2節 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年(2013年)6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和6年(2024年)7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、大阪府(以下「府」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、府における新型コロナ対応の経験を踏まえて大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)が改定された。

本市では、特措法の制定以前となる平成19年(2007年)5月に「池田市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。さらに、平成25年(2013年)4月には、特措法第34条にある新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときのため、「池田市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

以上の経緯と特措法第8条の規定により、本市においても、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い池田市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を平成26年(2014年)2月に策定した。

今般、政府行動計画及び府行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。なお、国は新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や府での取り組み状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には国民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
 - ・流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす

- ② 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する
 - ・市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略をめざすこととしている。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、図表2のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行の可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、府による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得る

ための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなど季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

【図表2 時期に応じた戦略】

| 時期 | | 戦略 |
|-----|---|--|
| 準備期 | 発生前の段階 | 市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。 |
| 初動期 | 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 | 直ちに初動対応の体制に切り替える。 国・府による情報収集・分析及びリスク評価、それに基づく感染症対策を検討し、迅速に判断・実施する。 |
| 対応期 | 府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 | 国や府と連携し、府が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡 |

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

| | |
|--|---|
| | <p>大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p> |
| <p>府内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期</p> | <p>国、府、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、さまざまな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、府が実施する国及び市町村との協議に参加し、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p> |
| <p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p> | <p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p> |
| <p>流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p> | <p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p> |

第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

3-1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の終息を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

3-2. 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表4のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

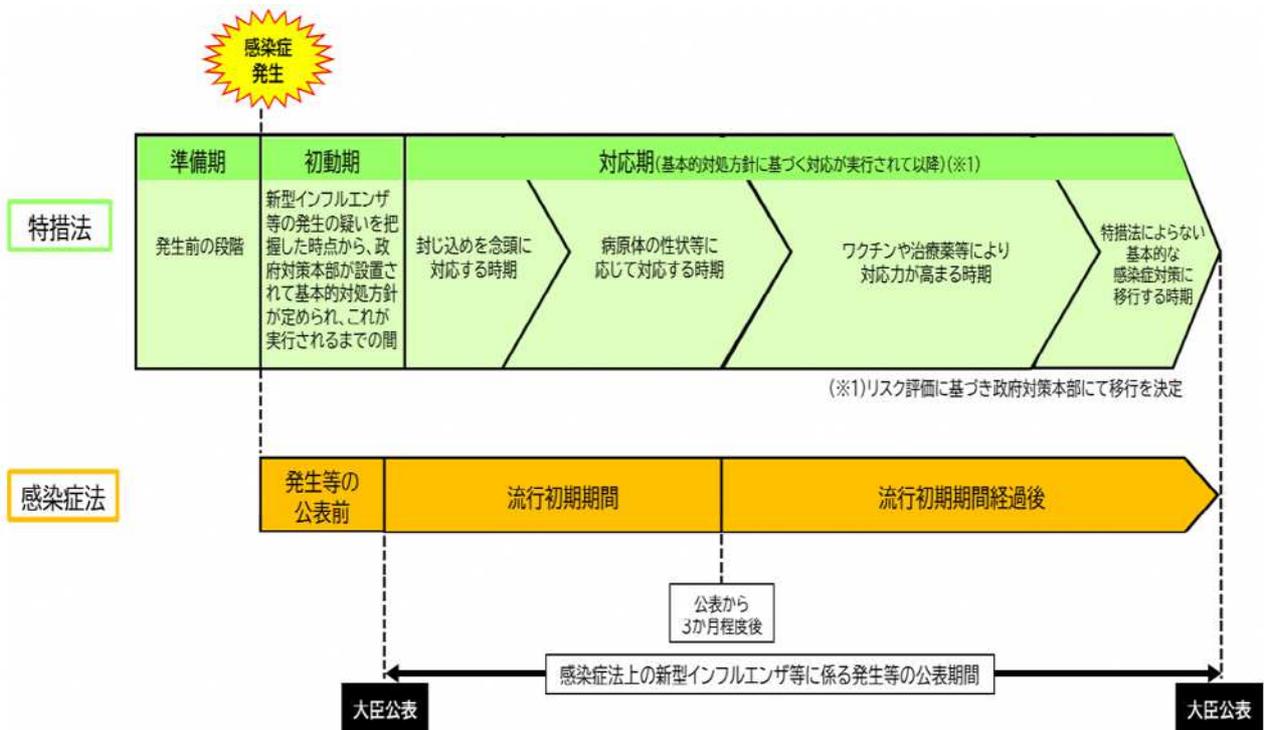
以下図表3に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期

の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

【図表3 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方】



【図表4 初動期及び対応期の有事のシナリオ】

| 時期 | | 有事シナリオ |
|-----|--------------------------|---|
| 初動期 | 初動期 | <p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。</p> |
| 対応期 | 封じ込めを念頭に対応する時期 | <p>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。</p> |
| | 病原体の性状等に応じて対応する時期 | <p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p> |
| | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 | <p>ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</p> <p>ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。</p> |
| | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 | <p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p> |

第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

池田市は新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画または業務継続計画に基づき、府等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

4-1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から④までの取り組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 迅速な初動の体制整備

国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症対策に携わる関係者や市民等と感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

④ 平時の備えや取り組み

体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるようリスクコミュニケーション等について平時からの取り組みを進める。

4-2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から④までの取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及

ばす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国・府等のリスク評価を考慮する。

② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や府のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 対策項目ごとの時期区分

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。個々の対策の切替えタイミングについて、府が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

④ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめさまざまな場面を活用して普及し、子どもを含めさまざまな年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

4-3. 基本的人権の尊重

池田市は新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たっては、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを

基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4-4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度やワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

4-5. 関係機関相互の連携協力の確保

池田市対策本部は政府対策本部や府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

池田市は特に必要があると認めるときは、府に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4-6. 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

池田市は感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から有事に備えた検討を行う。

4-7. 感染症危機下の災害対応

池田市は感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災

害が発生した場合には、国や府と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

4-8. 記録の作成や保存

池田市は新型インフルエンザ等が発生した段階で、池田市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 新型インフルエンザ等対策の対策項目

市行動計画は新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

各対策の切り替えるタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

| 政府行動計画にある 13の項目 | 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画 に記載事項 | 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画 に記載していない事項 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制 ・情報収集・分析 ・サーベイランス ・情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ・水際対策 ・まん延防止 ・ワクチン〈新規項目〉 ・医療 ・治療薬・治療法〈新規項目〉 ・検査〈新規項目〉 ・保健〈新規項目〉 ・物資〈新規項目〉 ・住民生活・住民経済 | <ul style="list-style-type: none"> ①実施体制 ②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン〈新規項目〉 ⑤保健〈新規項目〉 ⑥物資〈新規項目〉 ⑦住民生活・住民経済 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析 ・サーベイランス ・水際対策 ・医療 ・治療薬・治療法〈新規項目〉 ・検査〈新規項目〉 |

※池田市新型インフルエンザ等対策行動計画に記載していない事項については、国・府との役割分担により、当該計画で記載されている。

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

第4章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 国の役割

国は新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国はこうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

平時には政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に国は実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

その際、国は新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

第2節 地方公共団体の役割

地方公共団体は新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

2-1. 府の役割

府は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築すること、民間宿泊業者等と平時に宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、感染症に関する人材育成、医療提供体制、保健所、検査体制及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取り組みにおいては、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取り組み状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取り組みを実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

また、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、府と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、府は複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合や関係する都道府県との間で、感染症の発生の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進める。

2-2. 市の役割

池田市は市民に最も近い行政単位であり、ワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

池田市は府とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

2-3. 保健所の役割

感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等に対し、研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取り組みを推進する。

また、保健所は検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取り組み状況を毎年度府に報告し、進捗確認を行う。

第3節 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第4節 その他機関の役割

4-1. 地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は府等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携のもと、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行う。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、府行動計画により、平時より、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)や大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)等の大学研究機関等との連携を進めるとともに、府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うとされている。また、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、府に当該情報等を報告する。

4-2. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

4-3. 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

4-4. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生

活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

4-5. 一般の事業者の役割

事業者については新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の方が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等の対策を行う必要がある。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取り組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

池田市は政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《子ども・健康部》

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 池田市は市行動計画を作成・変更する。池田市は市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する方やその他の学識経験者の意見を聴く。

《子ども・健康部》

② 池田市は新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

《総合政策部、子ども・健康部》

③ 池田市は新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等の養成等を行う。

《総合政策部、総務部、子ども・健康部》

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

① 国、府、池田市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等

の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

《子ども・健康部》

- ② 国、府、池田市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

《子ども・健康部、関係部局》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、池田市は準備期における検討等に基づき、必要に応じて池田市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や府が府対策本部を設置した場合において、池田市は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。また必要に応じて関係機関等と連携した会議等を開催する。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ② 池田市は必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《総合政策部、総務部、子ども・健康部》

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

池田市は国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

《総合政策部》

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、池田市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

（2）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 体制整備・強化

- ① 池田市は府対策本部会議にて専門家会議における助言等を踏まえた方針や収集した情報等により、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

《総合政策部、子ども・健康部、関係部局》

- ② 池田市は初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ③ 池田市は新型インフルエンザ等対策に従事する職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

《総務部》

3-1-2. 事務の代行及び応援要請

- ① 池田市は、新型インフルエンザ等のまん延により池田市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ② 池田市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村または府に対して応援を求める。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-1-3. 必要な財政上の措置

池田市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《総合政策部》

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

池田市は緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに池田市対策本部を設置する¹。また池田市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは特措法に基づき、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 池田市対策本部の廃止

池田市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく池田市対策本部を廃止する。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-3-2. 関係会議の開催

池田市は池田市対策本部を廃止したのちであっても、当該新型インフルエンザ等の感染状況を踏まえ、必要に応じて関係会議を開催するものとする。

《総合政策部、子ども・健康部》

¹ 緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において対策を効果的に行うためには、市民等、府や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、池田市は平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

具体的には市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、府及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有

1-1-1. 池田市における情報提供・共有について

池田市は市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて自治体の果たす役割が大きいことを理解するとともに、政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取り組みに関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情に応じた発信・周知に努める。

また、池田市は準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報発信を行い、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度を一層向上するように努めるとともに、一定の発信力をもつふくまる等を活用・工夫し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

さらに保育施設、学校、職場等は集団感染が発生する等地域における感染拡大の起点となりやすいことや高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられ、集団感染の発生並びに重症化する恐れがあることから、それらの施設の監督官庁並びに池田市

教育委員会や府等と互いに連携しながら感染症等に対する丁寧な情報提供を行う。

《総合政策部、福祉部、子ども・健康部、管理部、関係部局》

1-1-2. 府と池田市の間における感染状況等の情報提供・共有について

池田市は市民にとって最も身近な行政主体として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して府から協力を求められることや、市域内の患者等に生活支援を行うことなども想定し、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など府知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。そういった際における円滑な連携のため、当該情報連携について、具体的な手順をあらかじめ両者で合意するよう調整を行う²。

《子ども・健康部》

1-1-3. 偏見・差別等に関する啓発について

池田市は、感染症はだれでも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになることを啓発するため、府との連携を図る。

《総合政策部、市民活動部、子ども・健康部》

1-1-4. 偽・誤情報に関する啓発について

池田市は感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック(信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発について、府との連携を図る。

またワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、府との連携を図る。

《総合政策部、子ども・健康部》

1-1-5. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

池田市は市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとし

2 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」(令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)参照。

情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期)

た市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

《総合政策部、子ども・健康部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 池田市における情報提供・共有について

池田市は国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、他の自治体等の対応を参考にしつつ、リスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

2-1-2. 池田市と府の間における感染状況等の情報提供・共有について

池田市は市民にとって最も身近な行政として、周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、市域内の感染状況等の情報提供を府から受けるとともに、府から新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して協力を求められることがあることから、必要な体制を構築する準備を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

2-1-3. 多様な主体への適切な配慮をもった周知・広報について

池田市は高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自

由な方等の情報共有に当たって、配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等ができるよう府との連携を図る。

《総合政策部、市民活動部、子ども・健康部》

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

池田市は国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の周知、Q&Aの公表等、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

《総合政策部、子ども・健康部》

2-3. 偽・誤情報に関する啓発について

池田市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控える等感染症対策妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ適切に情報提供・共有する。あわせて、池田市は府等が設置する偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、周知する。

また、池田市は例えばワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、府との連携を図る。

《総合政策部、市民活動部、子ども・健康部》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、池田市は市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 池田市における情報提供・共有について

池田市は国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、他の自治体等の対応を参考にしつつ、リスクコミュニケーションの実施体制の強化を行い、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

また、池田市は高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって、配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等について、府との連携を図る。

《総合政策部、市民活動部、子ども・健康部》

3-1-2. 池田市と府の間における感染状況等の情報提供・共有について

池田市は市民等にとって最も身近な行政として、周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、市域内の感染状況等の情報提供を府から受けるとともに、府から新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して協力を求められることがあること

から、必要な体制を構築する。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

池田市は初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の周知、Q&Aの公表等市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-2-2. 偽・誤情報に関する啓発について

池田市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、患者が受診行動を控える等感染症対策妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ適切に情報提供・共有する。あわせて、池田市は府等が設置する偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、周知する。

また、池田市は例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、府との連携を図る。

《総合政策部、市民活動部、子ども・健康部》

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者等の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

池田市は換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《総合政策部、子ども・健康部》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

池田市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《関係部局》

2-2. 市民への情報提供

池田市は市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の取り組みを勧奨する。

《総合政策部、子ども・健康部》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. 市民への情報提供

池田市は市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の取り組みを勧奨する。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-2. 緊急事態宣言への対応

池田市は緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに池田市対策本部を設置する。また池田市は市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、池田市が実施する市の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

池田市は以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。また接種対象が小児等となることも想定されることを考慮する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

| 【準備品】 | 【医師・看護師用物品】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> 蘇生バック <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 酸素延長チューブ <input type="checkbox"/> 吸引器 <input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> サーチレーション <input type="checkbox"/> 生理食塩水(100・500ml) <input type="checkbox"/> ビラノア錠 <input type="checkbox"/> ポララミン | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> ニプロパット |
| | 【文房具類】 |
| | <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 (浸透印を検討すること) <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> スケッチブック |
| | 【会場設営物品】 |

| | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ガスター <input type="checkbox"/> ステロイド剤 <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> サージット <input type="checkbox"/> 延長チューブ <input type="checkbox"/> 駆血帯 <input type="checkbox"/> 固定テープ <input type="checkbox"/> 三方括栓 <input type="checkbox"/> シリンジ(2.5・10ml) <input type="checkbox"/> 注射針(18・23G) <input type="checkbox"/> 21G翼状針 <input type="checkbox"/> 22G留置針 <input type="checkbox"/> 舌圧子 <input type="checkbox"/> 滅菌ガーゼ <input type="checkbox"/> サージカルテープ <input type="checkbox"/> エアウェイ経口(60・80mm) <input type="checkbox"/> エアウェイ経鼻(@6・7) <input type="checkbox"/> バンドエイド | <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> ロッカー <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 温度計 <input type="checkbox"/> ロープパーテーション <input type="checkbox"/> POPスタンド <input type="checkbox"/> ビブス <input type="checkbox"/> 付箋 <input type="checkbox"/> 手指洗浄剤 <input type="checkbox"/> 物品消毒液 <input type="checkbox"/> アルミバット <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 台車 <input type="checkbox"/> 名札 <input type="checkbox"/> 机上名札 <input type="checkbox"/> 経口補水液 <input type="checkbox"/> 嘔吐物凝固剤 <input type="checkbox"/> 冷暖房器具 <input type="checkbox"/> タイマー <input type="checkbox"/> (乳児)お着替え台 |
|---|--|

《子ども・健康部》

1-2. ワクチンの供給体制

池田市は実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた接種体制の構築並びに医療機関ごとの分配量を想定しておく。また、ワクチン管理や医療機関等へのワクチン等の配送については、多大な労力並びに人員が必要となるため、積極的な外部委託を検討する。

《子ども・健康部》

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

池田市は新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、池田市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を進める。

《子ども・健康部》

1-3-2. 特定接種

- ① 池田市は特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。新型インフルエンザ等対策の実施に携わる池田市の職員については、池田市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。また登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、池田市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る方に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

《総務部、子ども・健康部》

- ② 特定接種の対象となり得る職員については、所属する池田市が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。

《総務部、子ども・健康部》

1-3-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 池田市は国・府等の協力を得ながら、市域内に居住する方に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- α 池田市は、住民接種については厚生労働省及び府の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、池田市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数(表2参照)
- ii 池田市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所(医療機関、保健福祉総合センター、学校等)の確保及び運営方法の策定

- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、府及び近隣自治体間や、池田市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

表2 接種対象者の試算方法の考え方

| | 住民接種対象者試算方法 | | 備考 |
|-----------------------|----------------------------|----|---|
| 総人口 | 人口統計(総人口) | A | |
| 基礎疾患のある方 | 対象地域の人口の7% | B | |
| 妊婦 | 母子健康手帳届出数 | C | |
| 幼児 | 人口統計(1-6歳未満) | D | |
| 乳児 | 人口統計(1歳未満) | E1 | |
| 乳児保護者 ※ | 人口統計(1歳未満)×2 | E2 | 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当 |
| 小学生・ 中学生・ 高校生相当 | 人口統計(6歳-18歳未満) | F | |
| 高齢者 | 人口統計(65歳以上) | G | |
| 成人 | 対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数 | H | $A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$ |

※ 乳児(1歳未満の方)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- b 池田市は医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、施設管理者や嘱託医等に加え、監督官庁等と連携し、これらの方への接種体制を検討する。
- c 池田市は接種方法(集団・個別接種)や集団接種の会場数、接種実施時間、時間当たりの接種回数等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、新型コロナウイルスワクチン接種の数を参考とし、算定の基礎となる数字を把握する。また特に集団接種では多くの医療従事者の確保が必要であることから池田市医師会等の協力を得て、その確保に向け、事前に調整を行う。
- d 池田市は集団接種会場について、新型コロナウイルスワクチン接種の際の会場設営を参考とし、各会場の対応可能人数等を推計するとともに、受付場所、待合場

所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況が必要となることも想定されることからその維持に配慮した配置を検討する。なお医師等の医療従事者の配置については医師会等と委託契約を締結し、医師会に運営をゆだねるなど、ワクチンの接種状況に応じて対応を検討する。

- (イ) 池田市は円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組みを進める。
- (ウ) 池田市は接種を希望される方に速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《子ども・健康部》

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

WHOでは「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチンへの躊躇」が挙げられており、予防接種への抵抗感を除くためにコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況を踏まえ、平時を含めた準備期において、池田市は定期の予防接種について被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ不安や疑問に関する情報を収集するとともに必要に応じたQ&Aの提供等、双方向の取り組みに努めるものとする。

《総合政策部、子ども・健康部》

1-4-2. 啓発

池田市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等の予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

また、池田市は定期の予防接種の実施主体として、池田市医師会等の関係団体と

の連携のもと、適正かつ効率的な予防接種の実施、市民への情報提供及び健康被害の救済等を府の支援を受けて実施する。

《総合政策部、子ども・健康部》

1-4-3. 子ども・健康部以外の分野との連携

子ども・健康部は予防接種施策を進めるにあたり、医療関係者及び子ども・健康部以外の分野、具体的には総合政策部、総務部、福祉部等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、池田市教育委員会との連携が不可欠であることから連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取り組みを検討する。

《関係部局》

1-5. DXの推進

① 池田市は活用する健康管理システムを、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示すシステムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

② 池田市は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない方に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意するものとする。

《総合政策部、子ども・健康部》

③ 池田市は予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、またマイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう情報提供を行うなど環境整備に取り組む。

《総合政策部、子ども・健康部》

第2節 初動期

(1) 目的

国や府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

池田市は接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《子ども・健康部》

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

池田市は第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

《子ども・健康部》

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するため、池田市は池田市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、池田市は接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて池田市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

《総務部、子ども・健康部》

2-2-2. 住民接種

① 池田市は目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

《子ども・健康部》

② 接種の準備に当たっては、子ども・健康部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、池田市として全庁的な実施体制を構築

するため、総合政策部や総務部なども関与した上で、業務継続計画に基づく業務の一時停止やそれに伴う人員の確保を含めた体制確保を行う。

《総合政策部、総務部、子ども・健康部》

- ③ 子ども・健康部は予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。また調整を要する施設等及びその被接種者数を府の保護施設担当部局及び福祉事務所等監督官庁が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は子ども・健康部が行う等、予防接種の円滑な推進を図るためにも、施設管理者や嘱託医等に加え、府の保護施設担当部局及び福祉事務所等監督官庁と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

《福祉部、子ども・健康部》

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、池田市は池田市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

《子ども・健康部》

- ⑤ 池田市は接種が円滑に行われるよう、実情に応じて池田市医師会や近隣地方公共団体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制の確保を要請するほか、必要に応じ、保健福祉総合センターや学校など公的な施設等の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

《子ども・健康部、関係部局》

- ⑥ 池田市は高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の方など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、当該施設の管理者並びに嘱託医等や監督官庁、医師会等の関係団体と連携し、施設等で接種できる体制を構築する。

《福祉部、子ども・健康部》

- ⑦ 池田市は医療機関等以外の臨時接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場においてワクチンの配送や予約管

理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

《子ども・健康部》

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要であることを留意する。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の考え方としては、新型コロナウイルスワクチン接種を参考に会場の大きさやワクチンの充填や保存時間、接種後の待機時間から実施できる時間あたりの接種回数等から勘案し、予診を担当する医師、接種を担当する医師または看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師または薬剤師、接種後の状態観察を担当する方（接種後の状態観察を担当する方は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい）を確保する。また、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。またこれらの事務員等については多くの人員を確保する必要があることから外部委託を積極的に活用する。なお、人材派遣については労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年 法律第88号）により医療従事者の派遣については従事する業務等に留意するものとする。

《子ども・健康部》

- ⑨ 多くの医療従事者が臨時接種会場に従事するためには、従事者の募集と業務割当、勤務時間等の運用を構築することが必須であることを理解し、池田市医師会と連携するほかネットサービス等を活用し、医療従事者の従事管理を行う。また、より多くの医療従事者を確保するため、潜在看護師等の掘り起こしなどの方策を実施する。

《子ども・健康部》

- ⑩ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ池田市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。ま

た、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、府や池田市消防本部の協力を得ながら、選定された搬送先となる近傍の二次医療機関等を地域の医療関係者や池田市消防本部等と共有することにより、適切な連携体制を確保する。臨時接種会場のアルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て池田市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することが困難である場合は、池田市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は事前に検討を行う。また、池田市が調達する場合には、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

《子ども・健康部、消防本部》

【再掲】表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

| 【準備品】 | 【医師・看護師用物品】 |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> 蘇生バック <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 酸素延長チューブ <input type="checkbox"/> 吸引器 <input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> サーチレーション <input type="checkbox"/> 生理食塩水(100・500ml) <input type="checkbox"/> ビラノア錠 <input type="checkbox"/> ポララミン <input type="checkbox"/> ガスター <input type="checkbox"/> ステロイド剤 <input type="checkbox"/> エピペン <input type="checkbox"/> アドレナリン <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> サージット <input type="checkbox"/> 延長チューブ <input type="checkbox"/> 駆血帯 | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> ニプロパット |
| | 【文房具類】 |
| | <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 (浸透印を検討すること) <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> スケッチブック |
| | 【会場設営物品】 |
| | <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> ロッカー <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 |

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 固定テープ <input type="checkbox"/> 三方括栓 <input type="checkbox"/> シリンジ(2.5・10ml) <input type="checkbox"/> 注射針(18・23G) <input type="checkbox"/> 21G翼状針 <input type="checkbox"/> 22G留置針 <input type="checkbox"/> 舌圧子 <input type="checkbox"/> 滅菌ガーゼ <input type="checkbox"/> サージカルテープ <input type="checkbox"/> エアウェイ経口(60・80mm) <input type="checkbox"/> エアウェイ経鼻(@6・7) <input type="checkbox"/> バンドエイド | <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 温度計 <input type="checkbox"/> ロープパーテーション <input type="checkbox"/> POPスタンド <input type="checkbox"/> ビブス <input type="checkbox"/> 付箋 <input type="checkbox"/> 手指洗剤 <input type="checkbox"/> 物品消毒液 <input type="checkbox"/> アルミバット <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 台車 <input type="checkbox"/> 名札 <input type="checkbox"/> 机上名札 <input type="checkbox"/> 経口補水液 <input type="checkbox"/> 嘔吐物凝固剤 <input type="checkbox"/> 冷暖房器具 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> タイマー <input type="checkbox"/> (乳児)お着替え台 |
|--|--|

- ⑪ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所を選定・設置する際は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならないことなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

《子ども・健康部》

- ⑫ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープパーテーション等などにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

《子ども・健康部》

- ⑬ ワクチンの保管温度等の常時管理や接種医療機関へのワクチン等の配送について、適切な管理及び定期的な配送を維持するためには多大な労力並びに人員の確保が必要となることから、積極的に外部委託を行うとともにその実施体制について、接種医療機関並びに委託業者と連携する。

《子ども・健康部》

第3節 対応期

(1) 目的

国や府の方針に基づき構築した接種体制で接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 池田市は国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、国の示す方針を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する方が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

《子ども・健康部》

- ② 池田市は割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

《子ども・健康部》

- ③ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合、池田市は国が行う府を中心とする関係者に対する聴取や調査等や地域間の融通等に協力する。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品に指定が集中することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用することを含めて地域間融通について検討を行う。

《子ども・健康部》

- ④ 国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられる場合、府を中心とした他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等に協力する。

《子ども・健康部》

3-2. 接種体制

- ① 池田市は初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《子ども・健康部》

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、

混乱なく円滑に接種が進められるように、池田市は国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《子ども・健康部》

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、池田市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる池田市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《総務部、子ども・健康部》

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

① 池田市は国等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行う。

《子ども・健康部》

② 池田市は国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《子ども・健康部》

③ 池田市は接種状況やワクチンの供給量等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

《子ども・健康部》

④ 池田市は臨時接種会場等において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む)等を確保する。

《子ども・健康部》

⑤ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある方については、接種会場に赴かないよう広報等により周知することや接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスクな方に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考

慮して、接種を実施する場合であっても予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

《子ども・健康部》

- ⑥ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う国の方針に基づき実施する。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する方であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も必要となるため、池田市医師会等と連携し実施する。

《子ども・健康部》

- ⑦ 池田市は高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の方など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、施設管理者や嘱託医等に加え、監督官庁、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《福祉部、子ども・健康部》

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 池田市は予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《子ども・健康部》

- ② 予防接種法に基づく公的関与については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に活用する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券や勧奨通知を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

《子ども・健康部》

- ③ 接種会場や接種開始日等について、ウェブサイトやSNSを活用し、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するなど周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-2-2-3. 接種体制の拡充

池田市は感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉総合センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種

会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、施設管理者や嘱託医等に加え、監督官庁、医師会等の関係団体等と連携し、接種体制を確保する。

《福祉部、子ども・健康部》

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、府及び池田市は地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた方が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用するとともに、紙の予診票等のデータベース化を図り、接種記録の適切な管理を行う。

《子ども・健康部》

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、池田市はその結果に基づき給付が行う。なお給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は住民票を登録していた市町村となることに留意する。

《子ども・健康部》

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた方が接種時に住民票を登録していた市町村とすることに留意し、相談に応ずる。

《子ども・健康部》

- ③ 予防接種健康被害救済制度について、池田市は被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

池田市はワクチンの安全性について、国において収集・整理される医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民への適切な情報提供・共有を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-5. 情報提供・共有

- ① 池田市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら当該情報を活用し、市民に対し予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

くわえて、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られかたがなされ得る情報への対応を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ② 池田市は自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ③ 池田市は市域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うこととともに、府等が接種会場を設置した場合にはその情報も提供する。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ④ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要もあることから、池田市は定期の予防接種についても引き続き必要性等の周知に取り組む。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-5-1. 特定接種に係る対応

池田市は具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

《総合政策部、総務部、子ども・健康部》

3-5-2. 住民接種に係る対応

- ① 池田市は接種の実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

《子ども・健康部、関係部局》

- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されることを理解する。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次さまざまな知見が明らかになる
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る

《子ども・健康部、関係部局》

- ③ ②を踏まえ、広報に当たっては次のような点に留意する

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること
- c 接種の時期、方法など、国民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること
- d 平時の予防接種と同様の対応が困難であることや科学的な知見に基づく公的機関の情報を伝えること

《総合政策部、子ども・健康部》

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

池田市は国や府からの発信される感染症の情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。市と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 主な対応業務の実施

1-1-1. 人材体制

池田市は危機管理に係る組織内外の関係者を把握し、有事に備えた関係性の構築を行う。また府への人材の送り出し等についての体制を構築する。

《総務部、子ども・健康部》

1-1-2. 流行開始期での体制

池田市は流行開始期における保健所の業務を応援すべく、池田市の保健師等を応援職員として派遣できるよう必要な取り組みを推進する。

《総務部》

1-1-3. 統括保健師等の配置

池田市は災害対策のみならず、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師の配置や業務として取り組みができるよう検討を行う。

《総務部》

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市行動計画及び業務継続計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

(2) 所要の対応

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 体制の準備

池田市は、府・保健所等と連携し、対策を講じられるよう体制の構築を検討する。

《総合政策部、子ども・健康部》

2-1-2. 応援職員の派遣

池田市は保健所の業務を応援すべく、池田市の保健師等を応援職員として派遣できるように人員確保に向けた準備を進めるとともに、人員体制を整備する。

《総務部》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、池田市が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 体制の構築

池田市は、府・保健所等と連携し、対策を講じられるよう体制の構築をする。

《総合政策部、子ども・健康部》

3-1-2. 健康観察及び生活支援

① 池田市は府の要請に応じて、府が実施する健康観察に協力できる体制を構築する。

《総合政策部、子ども・健康部、関係部局》

② 池田市は府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《総合政策部、子ども・健康部、関係部局》

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は有事に対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³

- ① 池田市は市行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《総合政策部、子ども・健康部》

- ② 池田市消防本部は国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

《消防本部》

³ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ。

2-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁴

池田市は市行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。また、池田市は感染症対策物資の流通量等について、情報収集を行う。

《総合政策部、子ども・健康部、消防本部》

4 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。池田市は初動期に引き続き、府と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁵

3-1-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

池田市は感染症対策物資等の備蓄・配置等を随時確認、補充等をする。

《総合政策部、子ども・健康部、消防本部》

3-1-2. 備蓄物資の等の供給に関する相互協力

池田市はインフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは府と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努める。

《総合政策部、子ども・健康部》

5 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。池田市は自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行う。また、公共機関及び登録事業者は新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

池田市は新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《総合政策部、子ども・健康部》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

池田市は新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《総合政策部、子ども・健康部、関係部局》

1-3. 物資及び資材の備蓄⁶

- ① 池田市は市行動計画または業務継続計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ。

6 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

《総合政策部、総務部、子ども・健康部》

- ② 池田市は事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

《総合政策部、子ども・健康部》

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

池田市は、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障がい者等の要配慮者⁷等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」を参考とし、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を進める。

《総合政策部、総務部、市民活動部、福祉部》

1-5. 火葬体制の構築

池田市は府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には市立葬祭場等の関係機関との調整を行う。

《市民活動部》

7 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」参照

第2節 初動期

(1) 目的

池田市は新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

池田市は府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《市民活動部》

第3節 対応期

(1) 目的

池田市は準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

池田市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

《福祉部、子ども・健康部》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

池田市は、高齢者、障がい者等の要配慮者⁸等に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

《総合政策部、総務部、市民活動部、福祉部》

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

池田市及び池田市教育委員会は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

《教育部、管理部》

⁸ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」参照

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 池田市は市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《市民活動部》

- ② 池田市は生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《市民活動部》

- ③ 池田市は生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《市民活動部》

- ④ 池田市は新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《市民活動部》

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 池田市は府を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働する。

《市民活動部》

- ② 池田市は遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する方と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

《市民活動部》

- ③ 池田市は府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の応援・協力をを行う。

《市民活動部》

- ④ 池田市は府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《市民活動部》

- ⑤ 池田市は遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。またその際には外部委託等も必要に応じて実施する。

《市民活動部》

- ⑥ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、池田市は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《総合政策部、市民活動部》

- ⑦ 池田市は新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることに留意する。

《市民活動部》

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

池田市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《市民活動部》

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である池田市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

《上下水道部》

3-2-3. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

池田市は新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

《市民活動部》

3-2-4. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

池田市は本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な方等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《関係部局》

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する。

| 用語 | 内容 |
|----------|--|
| 医療計画 | 医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※府が作成する当該計画は、「府医療計画」とする。 |
| 医療措置協定 | 感染症法第36条の3第1項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定。 |
| 関係省庁対策会議 | 新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成16年3月2日関係省庁申合せ)」に基づき開催。 |
| 患者 | 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。 |
| 患者等 | 患者及び感染したおそれのある者。 |
| 感染性 | 学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。 |
| 感染症危機 | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。 |

| 用語 | 内容 |
|-------------|---|
| 感染症対策物資等 | 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 |
| 感染症法 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） |
| 季節性インフルエンザ | インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。 |
| 基本的対処方針 | 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。 |
| 業務計画 | 特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。 |
| 業務継続計画（BCP） | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。 |
| 緊急事態宣言 | 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。 |
| 緊急事態措置 | 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 |

| 用語 | 内容 |
|--------------------|--|
| 健康観察 | 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。 |
| 健康危機対処計画 | 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。 |
| 検査措置協定 | 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。 |
| 行動計画 | 特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。 府が策定するものについては、「府行動計画」とする。 市が策定するものについては、「市行動計画」とする。 |
| 国立健康危機管理研究機構（JIHS） | 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年（2025年）4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 |
| 個人防護具 | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 |

| 用語 | 内容 |
|------------|---|
| 自宅療養者等 | <p>自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者。</p> <p>※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。</p> <p>※障がい者施設等は、障がい者支援施設、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、共同生活援助をさす。</p> |
| 指定行政機関 | <p>国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。</p> |
| 指定(地方)公共機関 | <p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p> |
| 住民接種 | <p>特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。</p> |
| 宿泊施設確保措置協定 | <p>感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講ずるため、府と宿泊業者等とが締結する協定。</p> |
| 新型インフルエンザ等 | <p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p> |

| 用語 | 内容 |
|---------------------|---|
| 新型インフルエンザ等対策閣僚会議 | 新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議。「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催。 |
| 新型インフルエンザ等に係る発生等の公表 | 感染症法第44の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。 |
| 新型インフルエンザ等緊急事態 | 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。 |
| 新型インフルエンザ等対策推進会議 | 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議。 |
| 新型コロナ | 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年(2020年)1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。 |
| 新興感染症 | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。 |
| 生活関連物資等 | 食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民の社会経済活動上重要な物資。 |
| 相談センター | 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。 |

| 用語 | 内容 |
|----------------|---|
| 双方向のコミュニケーション | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。 |
| 対策本部 | <p>特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第15条第1項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。</p> <p>府が特措法第22条第1項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。</p> <p>市が、特措法第34条第1項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「市対策本部」とする。</p> |
| 地方衛生研究所 | 地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。 |
| 地方公共団体 | 都道府県及び市町村。 |
| 登録事業者 | 特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。 |
| 特措法 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） |
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。 |

| 用語 | 内容 |
|------------|---|
| 特定接種 | <p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)</p> <p>②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。</p> <p>③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。</p> |
| 都道府県連携協議会 | <p>感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。</p> |
| 偽・誤情報 | <p>いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。</p> |
| 濃厚接触者 | <p>感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。</p> |
| パルスオキシメーター | <p>皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。</p> |
| 病原性 | <p>学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、市行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。</p> <p>なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。</p> |
| 府等 | <p>府及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)(保健所及び地方衛生研究所を含む。)</p> |
| 市民等 | <p>市に居住する住民及び府に通勤・通学や観光等で来訪する他市町村民等。</p> <p>※市に居住する住民のみをさす場合は、「市民」とする。</p> |

| 用語 | 内容 |
|--------------|---|
| フレイル | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。 |
| 平時 | 患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。 |
| まん延防止等重点措置 | 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| 薬剤感受性 | 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。 |
| 有事 | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。 |
| 予防計画 | 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ※府が作成する計画は「府予防計画」。 |
| リスクコミュニケーション | 関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。 |
| リスク評価 | 情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。 |

| 用語 | 内容 |
|-------------|---|
| 流行状況が収束する | 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。 |
| ワンヘルス・アプローチ | 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。 |
| PDCA | Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。 |